

# 社会福祉法人北明会指定居宅介護支援事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北明会が開設する 指定居宅介護支援事業所「深緑苑居宅介護支援センター」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 深緑苑居宅介護支援センター
- (2) 所在地 深谷市江原570番地

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 2人以上  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- (3) 事務職員 1人（常勤兼務1人）  
事務職員は、必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

## (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談の場所 深緑苑2階面会室（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 課題分析の種類 三団体ケアプラン策定研究会方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 深緑苑2階面会室、居宅又はサービス事業所
- (4) 居宅訪問の頻度 少なくとも月1回以上

## (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、深谷市、熊谷市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  
4 この規定に定めることのほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人北明会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

附 則

この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年10月21日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年 7月 1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年 1月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。